

## 八代市市民活動団体登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、八代市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げるとともに、市との協働事業への参画を希望する市民活動団体を把握し、市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体の登録を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 八代市市民活動団体の登録をすることができる団体は、市民の利益の増進のため、自主的かつ自発的に社会貢献活動を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、共益的若しくは互助的な活動又は個人の趣味的な活動を目的とする団体、公益法人、自治組織等を除くものとする。

- (1) 営利を目的としない団体であること。
- (2) 構成員が5人以上の団体であること。
- (3) 入退会及び活動への参加に制限のない市民に開かれた団体であること。
- (4) 主たる事務所の所在地が市内にあり、市内を中心に活動している団体であること。
- (5) 代表者、活動の目的及び運営方法が定款、規約又は会則で定められていること。
- (6) 登録申請時において、既に1事業年度以上継続的に活動し、今後とも活動が見込まれること。
- (7) 会計処理が適切に行われていること。
- (8) 政治的又は宗教的活動及び公序良俗に反する活動をしていないこと。

### (登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、八代市市民活動団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 市民活動団体状況票（様式第2号）
- (2) 団体の定款、規約又は会則
- (3) 事業計画書
- (4) 前年度事業報告書
- (5) 構成員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

### (登録)

第4条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、八代市市民活動団体として登録し、その登録内容について公開するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の結果について八代市市民活動団体登録通知書（様式第3号）により、当該団体に通知するものとする。

### (登録の期間)

第5条 登録の期間は、市長が登録を決定した日の属する年度の末日までとする。ただし、次年度も引き続き登録を希望する団体にあつては、この限りでない。

(登録の変更)

第6条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更があったときは、八代市市民活動団体登録変更・抹消届出書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 登録団体から登録抹消の届出があったとき。
- (4) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに八代市市民活動団体登録抹消通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。

(支援の範囲)

第8条 市長は、登録団体に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 登録団体の活動情報を市民に広報すること。
- (2) 市民又は公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供すること。
- (3) 国、県及び関係団体が実施する登録団体の活動促進に有用な情報を提供すること。
- (4) 市との協働事業を実施する場合の財政的な支援を行うこと。
- (5) その他登録団体の活動に関し必要な便宜供与又は情報の提供や助言を行うこと。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。